

## 長岡市情報公開条例の一部を改正する条例

長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「条例」の次に「(第1号にあっては、次項を除く。)」を加え、同条第2号中「その職務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類する物」を「職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に、「当該実施機関において管理している」を「、当該実施機関が保有している」に、「ものを」を「情報を」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をいう。

第2条に次の1項を加える。

2 次に掲げる本市の機関等の実施機関は、当該機関等の庶務をつかさどる部局が属する実施機関とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
- (2) 法律若しくは政令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づく機関等であって、前項第1号に定める実施機関の複数にわたって設置されるもの又は同号に定める実施機関に属さないもの若しくはその属する同号に定める実施機関が明らかでないもの

第6条各号を次のように改める。

- (1) 法令等の規定により公にし、開示し、又は提供することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個

人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第6条に次の3項を加える。

2 前項第2号本文の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、公益上必要があると認められるときは、公開するものとする。

(1) 法令等の規定により行われた許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報

(2) 予算の執行に関する情報のうち、個人の職及び氏名に関する情報

3 次に掲げる情報は、第1項第2号に規定する個人に関する情報に含まれないものとする。

(1) 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、その本人の個人番号に紐付けられていないもの

(2) 法人等の役員及び職員の職及び氏名に関する情報であって、その本人の個人番号に紐付けられていないもの

4 前項第1号の情報を含む情報に係る第1項第3号の規定の適用については、同号中「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」とあるのは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、その本人の個人番号に紐付けられていないもの」とする。第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（裁量的公開）

第7条の2 実施機関は、公開の請求に係る情報に公開しない部分がある場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該情報を公開することができる。

第9条第5項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条の2 公開請求に係る情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、当該公開請求に対する決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開する決定（以下「公開の決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る当該第三者に関する情報の内容等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている情報を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第6条第1項第2号イ若しくは同項第3号ただし書又は同条第2項各号に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている情報を第7条の2の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも7日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、公益のため必要があると認めるときは、当該費用を免除し又は減額することができる。

第17条第1項中「法令」を「法律若しくは政令」に改め、同条第2項中「図画、写真等」を「文書、図画及び電磁的記録」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 改正後の長岡市情報公開条例の規定は、施行日以後に行われる情報の公開の請求について適用し、同日前行われる情報の公開の請求については、なお従前の例による。